

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県北上市相去町大松沢1番地64

氏名 リックス株式会社 代表取締役 五ノ井 稔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 堀江 淳

許可の年月日 平成25年 8月20日

許可の有効年月日 平成30年 2月 3日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・廃石綿等

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

排出事業者から委託を受けて収集する感染性産業廃棄物を保冷車等で運搬し、当該排出事業者が指示する特別管理産業廃棄物処分業者の処理施設へ、原則収集した日のうちに運搬すること。

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 1月19日 当初許可

平成15年 2月 4日 更新許可

平成17年11月24日 事業範囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃石綿等を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成20年 1月 7日 変更届出書受理

- (1) 事業の範囲からばいじん（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
- (2) 事業の範囲から燃え殻（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。

平成20年 2月 4日 更新許可

平成24年 8月24日 変更届出書受理（代表者を阿部利郎から変更したこと。）

平成25年 2月 4日 更新許可

(以下、裏面記載)

平成25年 8月20日 事業範囲の変更許可
特別管理産業廃棄物の種類に廃油(揮発油類、灯油及び軽油類
に限る。)追加したこと。

平成27年10月22日 変更届出書受理(代表者を鈴木充から変更したこと。)

平成28年 8月22日 変更届出書受理(代表者を鈴木邦彦から変更したこと。)

以下余白

4. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白